

健康福祉事業年報

平成 25 年版（平成 24 年度実績）

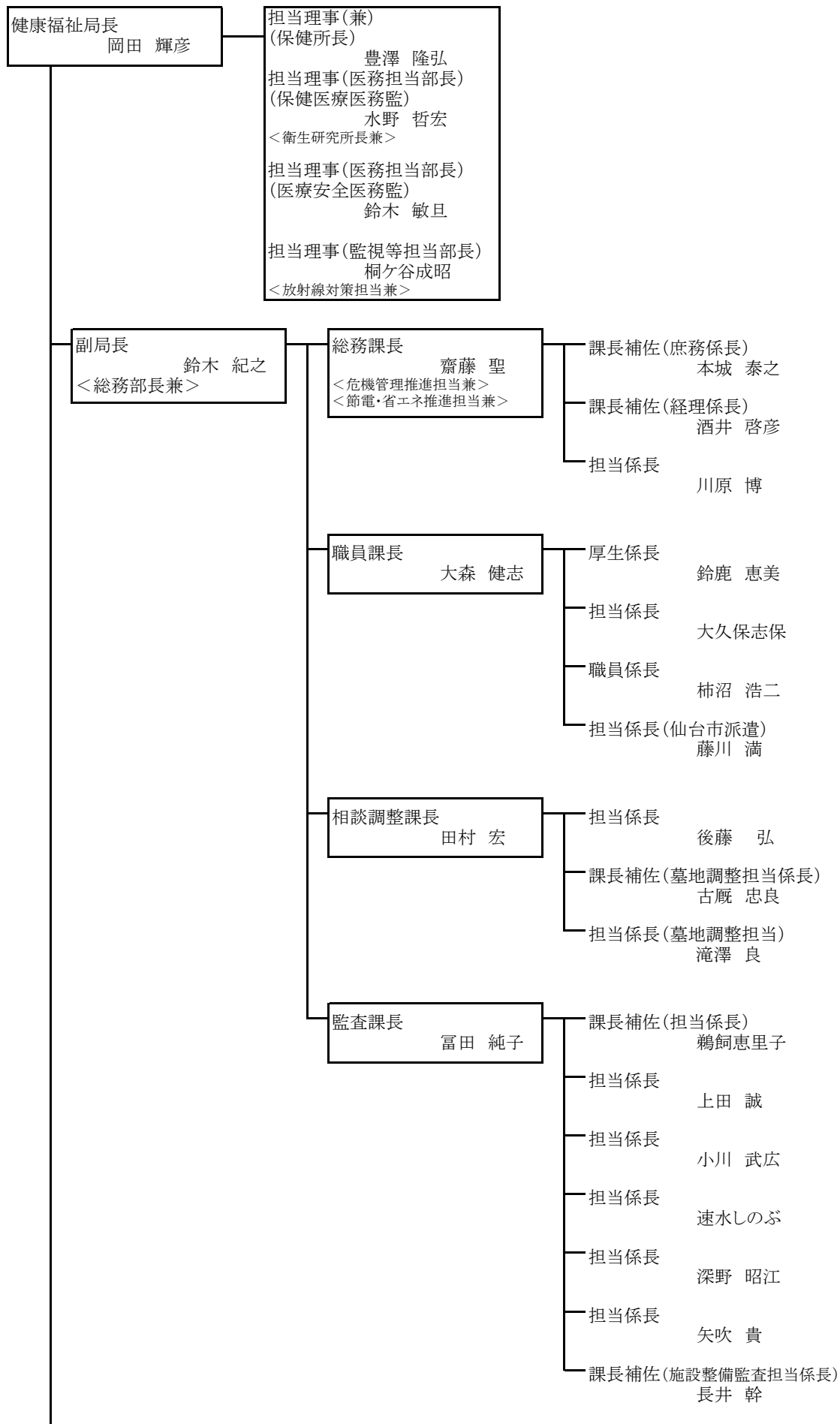
横浜市健康福祉局

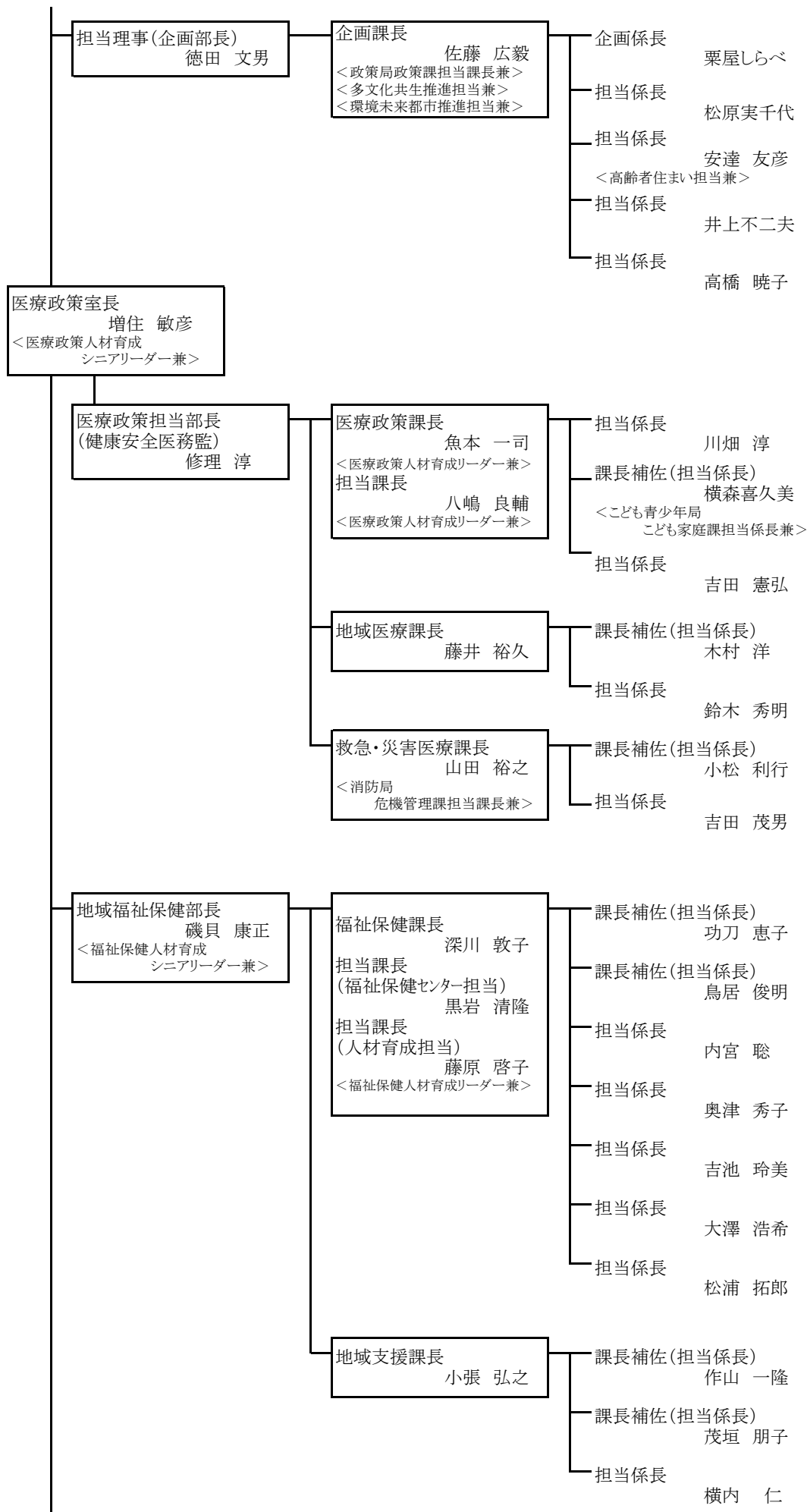
目 次

| | |
|------------------|-----|
| 機 構 図 | 1 |
| 事 務 分 掌 | 12 |
| 予 算 ・ 決 算 | 24 |
| 事 業 | |
| 1 地域福祉推進事業 | 27 |
| 2 福祉のまちづくり条例推進事業 | 34 |
| 3 生活保護事業 | 37 |
| 4 国民年金事業 | 47 |
| 5 国民健康保険事業 | 53 |
| 6 医療福祉事業 | 64 |
| 7 後期高齢者医療 | 68 |
| 8 障害福祉事業 | 72 |
| 9 高齢者保健福祉事業 | 107 |
| 10 介護保険事業 | 121 |
| 11 健康づくり | 130 |
| 12 検診 | 138 |
| 13 地域保健 | 140 |
| 14 感染症対策 | 146 |
| 15 食品衛生 | 153 |
| 16 動物愛護管理 | 168 |
| 17 生活衛生 | 173 |
| 18 斎場、墓地及び霊堂 | 180 |
| 19 地域医療 | 182 |
| 20 医療安全 | 188 |
| 21 その他の事業 | 191 |

※ 事業の内容は、原則として平成 24 年度決算に基づき作成されています。

健康福祉局機構図(平成24年6月1日現在)





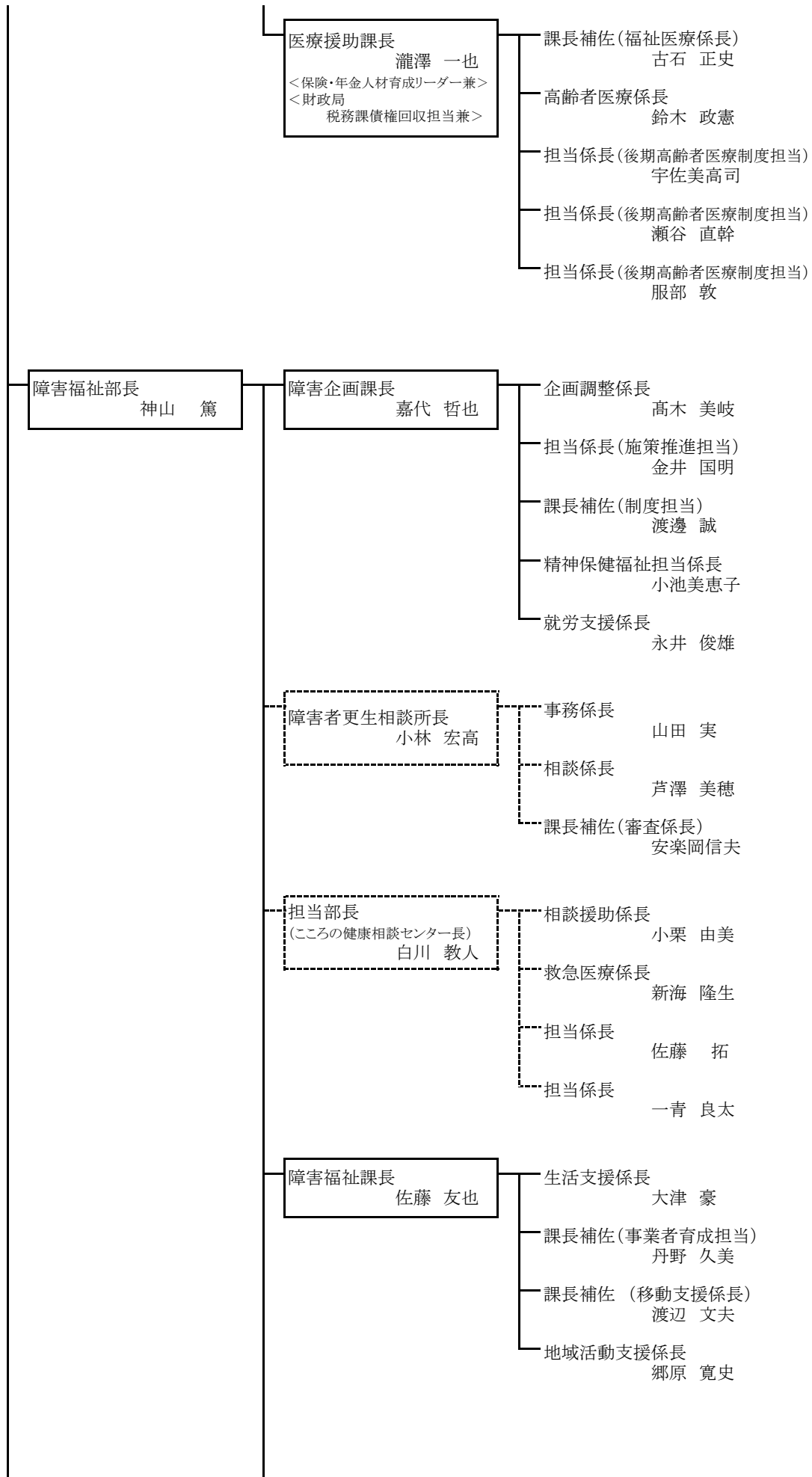
生活福祉部長
 本田 秀俊
 <保険・年金人材育成
 シニアリーダー兼>

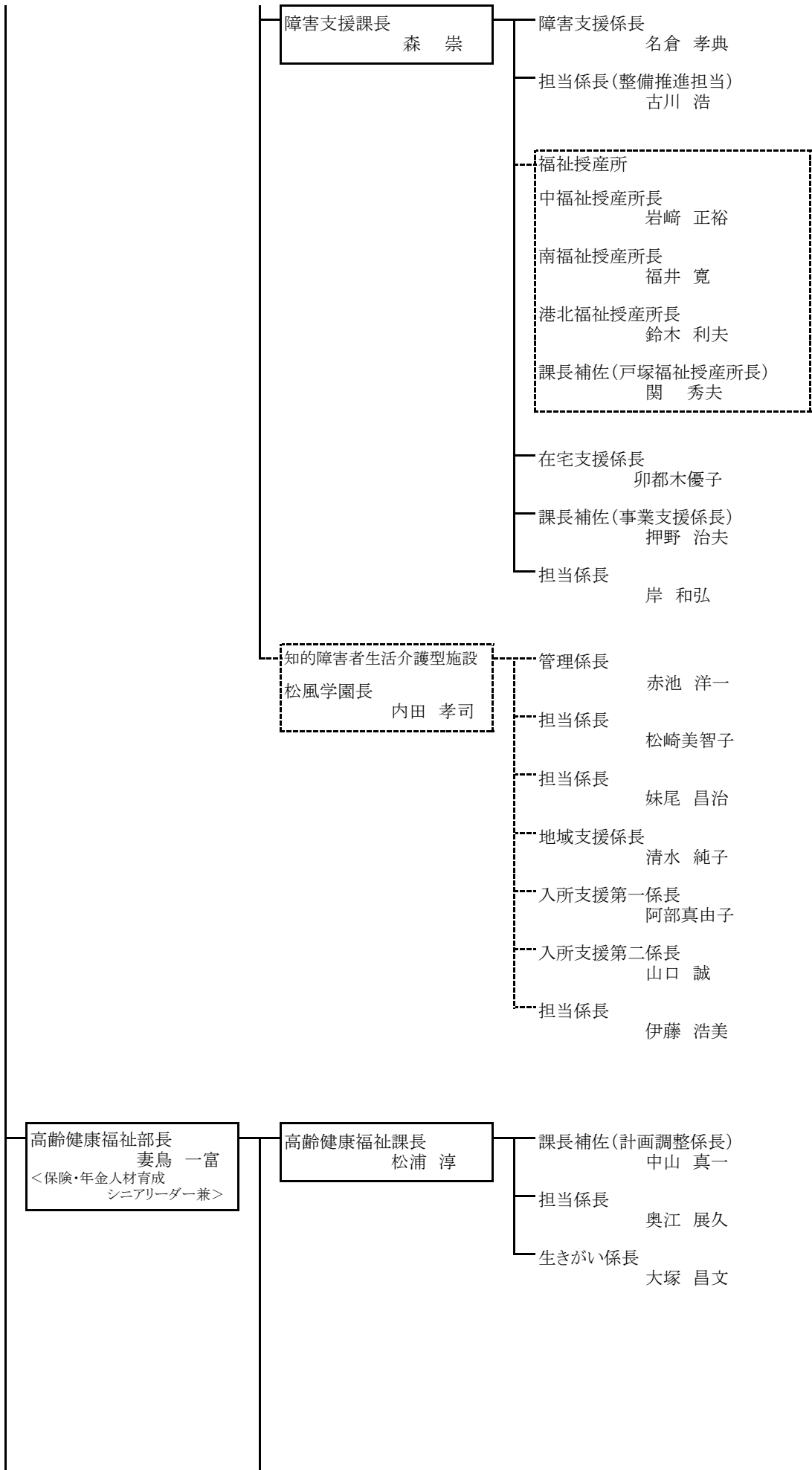
保護課長
 巻口 徹
 指導・適正化対策担当課長
 三浦 元
 担当課長
 (援護対策担当)
 小島 順一
 担当課長
 (寿地区対策担当)
 中路 博喜
 担当課長
 (支援調整担当)
 小林 秀彦

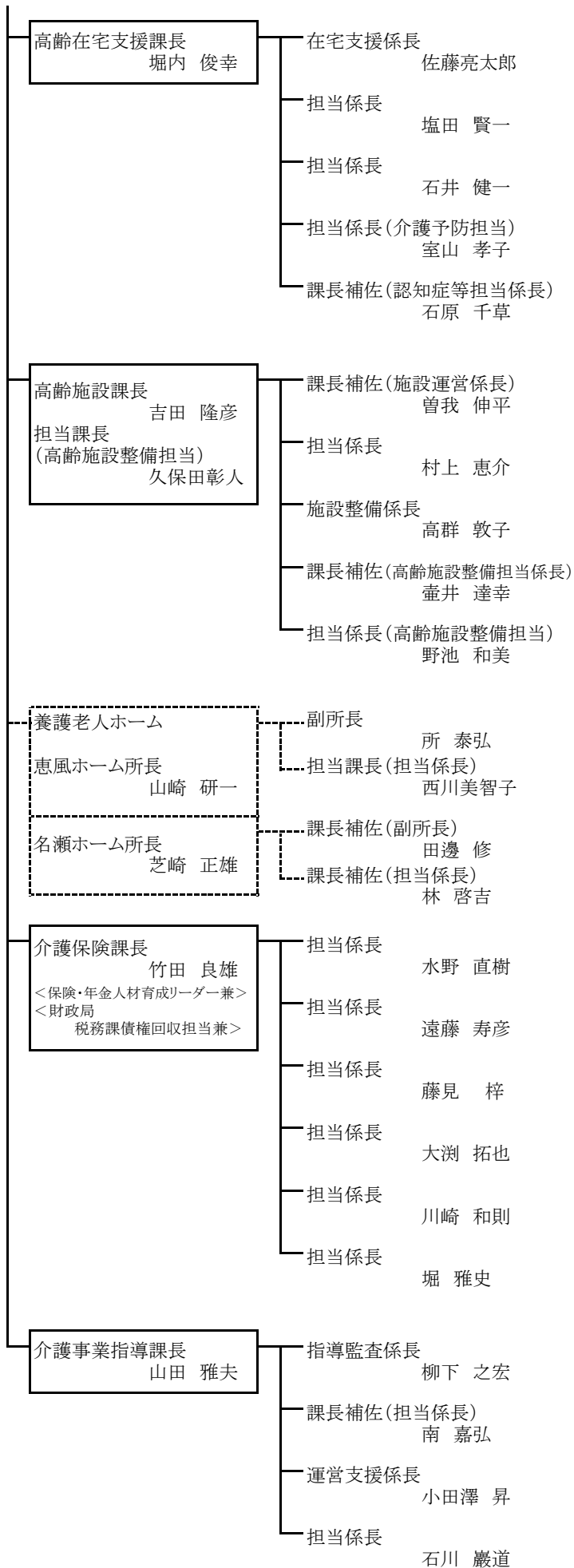
事務係長
 大友喜一郎
 担当係長
 木野内正己
 課長補佐(保護係長)
 鈴木 茂久
 担当係長(生活保護指導担当)
 新井 隆哲
 担当係長(指導・適正化対策担当)
 立川 麻衣
 担当係長(生活保護システム担当)
 滝口 哲也
 担当係長(援護対策担当)
 森田 慶三
 担当係長(援護対策担当)
 榎本 良平
 担当係長(寿地区対策担当)
 上林 伸好
 担当係長(支援調整担当)
 川中 洋至
 担当係長(支援調整担当)
 水原 伸浩

保険年金課長
 中込 克志
 <保険・年金人材育成リーダー兼>
 担当課長
 (収納対策担当)
 榑原 秀和
 <財政局
 税務課債権回収担当兼>

課長補佐(管理係長)
 原田 正俊
 担当係長(人材育成等担当)
 大澤 吉幸
 担当係長(特定健診等担当)
 宮坂 洋子
 担当係長(保険年金システム担当)
 櫻井 高志
 資格給付係長
 加藤 系
 課長補佐(保険料係長)
 栗山潤一郎
 担当係長
 井田 理世
 課長補佐(収納対策担当係長)
 川井 幸生
 担当係長(収納対策担当)
 鈴木 稔
 課長補佐(国民年金係長)
 菊池 清志







健康安全部長
畑澤 健一
医務担当部長
岩田 眞美
<健康安全課長兼>
<新型インフルエンザ等
対策担当部長兼>
担当部長(兼)
(健康安全担当)
里見 正宏
<鶴見区福祉保健センター長>
担当部長(兼)
(医務担当)
高野つる代
<磯子区福祉保健センター
医務担当部長>
担当部長(兼)
富田 千秋
<青葉区福祉保健センター長>
担当部長(兼)
(衛生研究所)
高橋 秀明
<栄区福祉保健センター
医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
岩田 眞美
<消防局
危機管理課担当課長兼>
担当課長
(新型インフルエンザ等対策担当)
高橋 馨
担当課長(放射線対策担当)
小川 信也

担当係長
山本 憲司
担当係長
菅野 美穂
担当係長
末永麻由美
担当係長
紺野 美貴
課長補佐
(新型インフルエンザ等対策担当係長)
椎葉 桂子
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
芳賀 義之
課長補佐(健康危機管理担当係長)
鈴木 祐子
課長補佐(健康危機管理担当係長)
田中 伸子
<放射線対策担当兼>
健康危機管理担当係長
荒木こだち
放射線対策担当係長
木野知 裕

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<消防局
危機管理課担当課長兼>

環境衛生係長
川崎 俊明
担当係長
私市 正利
居住衛生係長
池田 進

<生活衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
泉 俊明

課長補佐(運営企画係長)
鈴木 忠雄
担当係長
武井 友子
愛護推進係長
待永 直昭

食品衛生課長
桃井 宏之
<消防局
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
食品監視係長
牛頭 文雄
担当係長
檜崎佳代子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
守屋 龍一
<放射線対策担当兼>

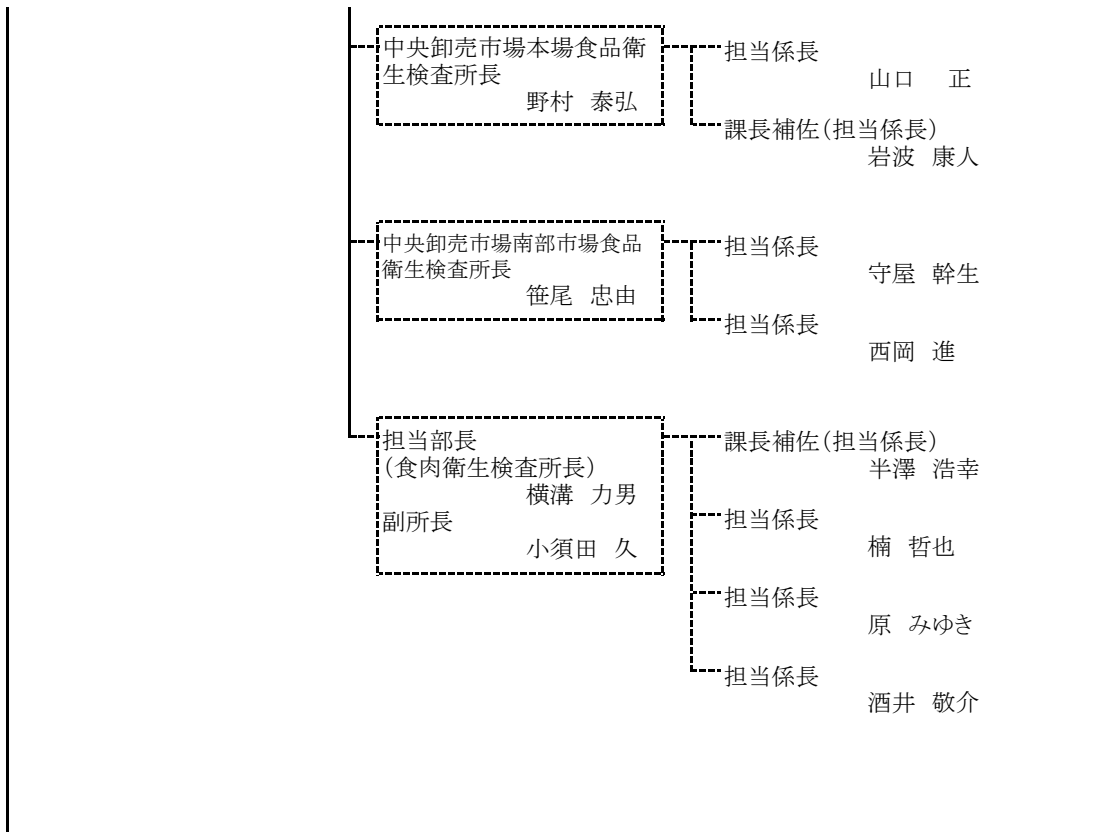
- 担当係長 浜田 進一
- 担当係長 笥 佳世子
- 担当係長 東 健一
- 担当係長 近藤 修治
- 担当係長(医療監視等担当) 前原 幹弘
- 担当係長(医療監視等担当) 小林 一郎
- 担当係長(医療監視等担当) 伊藤 英幸
<放射線対策担当兼>

保健事業課長
仲嶋 正幸
担当部長
(保健事業課担当課長)
佐藤眞理代
担当部長
(保健事業課担当課長)
田中 園治
担当課長
宮嶋真理子
担当部長
(事業推進担当課長)
木村 博和
担当課長(兼)
秋元 政博
<南区福祉保健センター
医務担当課長>
担当課長(兼)
五十嵐吉光
<緑区福祉保健センター
医務担当課長>
担当課長(兼)
松岡 慈子
<泉区福祉保健センター
医務担当課長>

- 担当係長 山下 和宏
- 担当係長 井上 正一朗
- 担当係長 曾我 直樹
- 課長補佐(担当係長) 土井やすみ
- 担当係長 平林 桂
- 課長補佐(担当係長) 佐藤亜希子
- 担当係長 山岸紗依子
- 担当係長 北村 秀一
<放射線対策担当兼>
- 担当係長 中出 純子

環境施設課長
小林 進

- 施設係長 富田 紀行
- 担当係長 相澤 義昭
- 斎場
- 久保山斎場長 永塚 政孝
担当係長(久保山斎場担当) 橋本 寿晴
- 南部斎場長 小山 和久
担当係長(南部斎場担当) 渡辺 洋一
- 北部斎場長 木村 誠
担当係長(北部斎場担当) 加藤 正司
- 戸塚斎場長 印南 信雄
担当係長(戸塚斎場担当) 木村 顯



保健所長
 豊澤 隆弘
 担当理事(医務担当部長)
 (保健医療医務監)
 水野 哲宏
 担当部長(医務担当部長)
 (医療安全医務監)
 鈴木 敏旦
 担当理事(監視等担当部長)
 桐ヶ谷 成昭
 <放射線対策担当兼>

<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センター(西区・栄区・泉区の高齢支援課を除く)が兼務>

<生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、居住衛生係担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

健康安全部長
 畑澤 健一
 医務担当部長
 岩田 眞美
 <健康安全課長兼>
 <新型インフルエンザ等
 対策担当部長兼>
 担当部長(兼)
 (健康安全担当)
 里見 正宏
 <鶴見区福祉保健セン
 ター長>
 担当部長(兼)
 (医務担当)
 高野つる代
 <磯子区福祉保健セン
 ター医務担当部長>
 担当部長(兼)
 富田 千秋
 <青葉区福祉保健セン
 ター長>
 担当部長(兼)
 (衛生研究所)
 高橋 秀明
 <栄区福祉保健センター
 医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
 岩田 眞美
 <消防局
 危機管理課担当課長兼>
 担当課長
 (新型インフルエンザ等対策担当)
 高橋 馨
 担当課長(放射線対策担当)
 小川 信也

担当係長
 山本 憲司
 担当係長
 菅野 美穂
 担当係長
 末永麻由美
 担当係長
 紺野 美貴
 課長補佐
 (新型インフルエンザ等対策担当係長)
 椎葉 桂子
 担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
 芳賀 義之
 課長補佐(健康危機管理担当係長)
 鈴木 祐子
 課長補佐(健康危機管理担当係長)
 田中 伸子
 <放射線対策担当兼>
 健康危機管理担当係長
 荒木こだち
 放射線対策担当係長
 木野知 裕

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<消防局
危機管理課担当課長兼>

環境衛生係長
川崎 俊明
担当係長
私市 正利
居住衛生係長
池田 進

<生活衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
泉 俊明

課長補佐(運営企画係長)
鈴木 忠雄
担当係長
武井 友子
愛護推進係長
待永 直昭

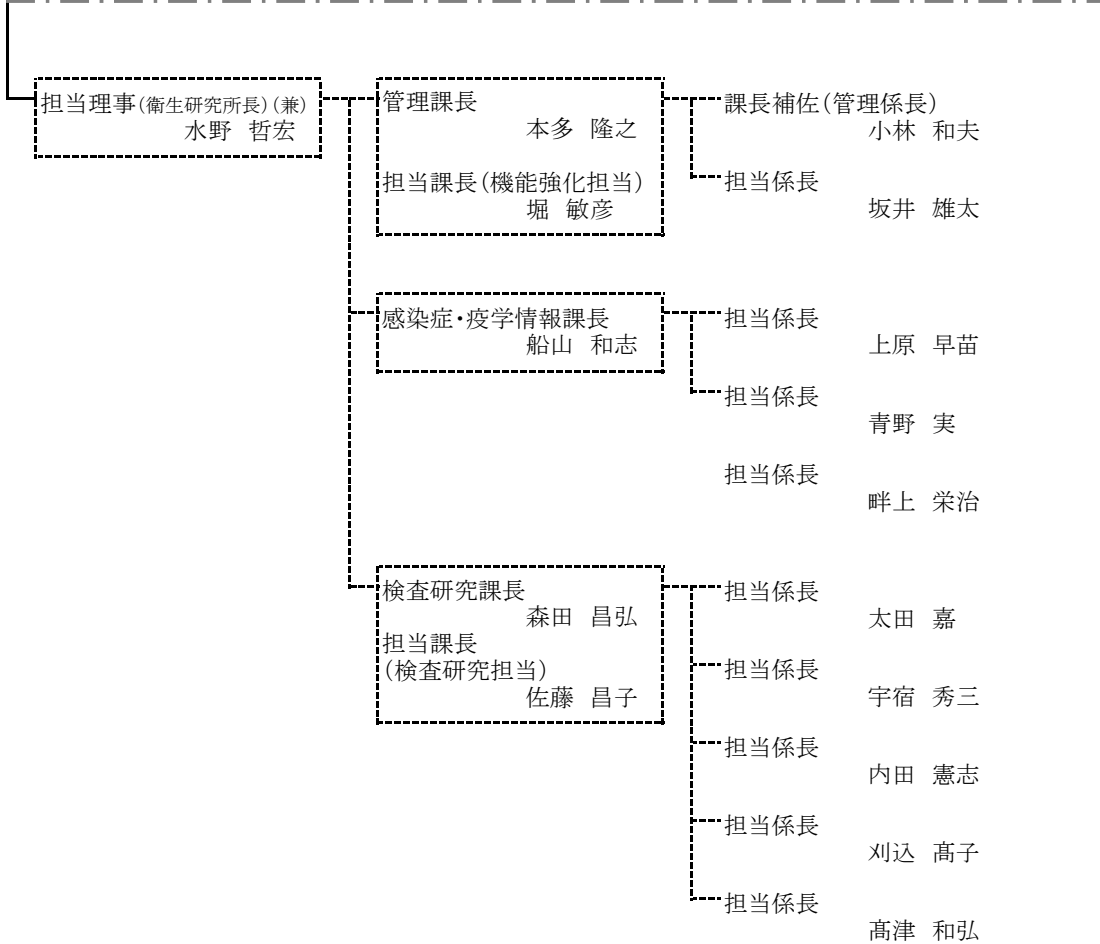
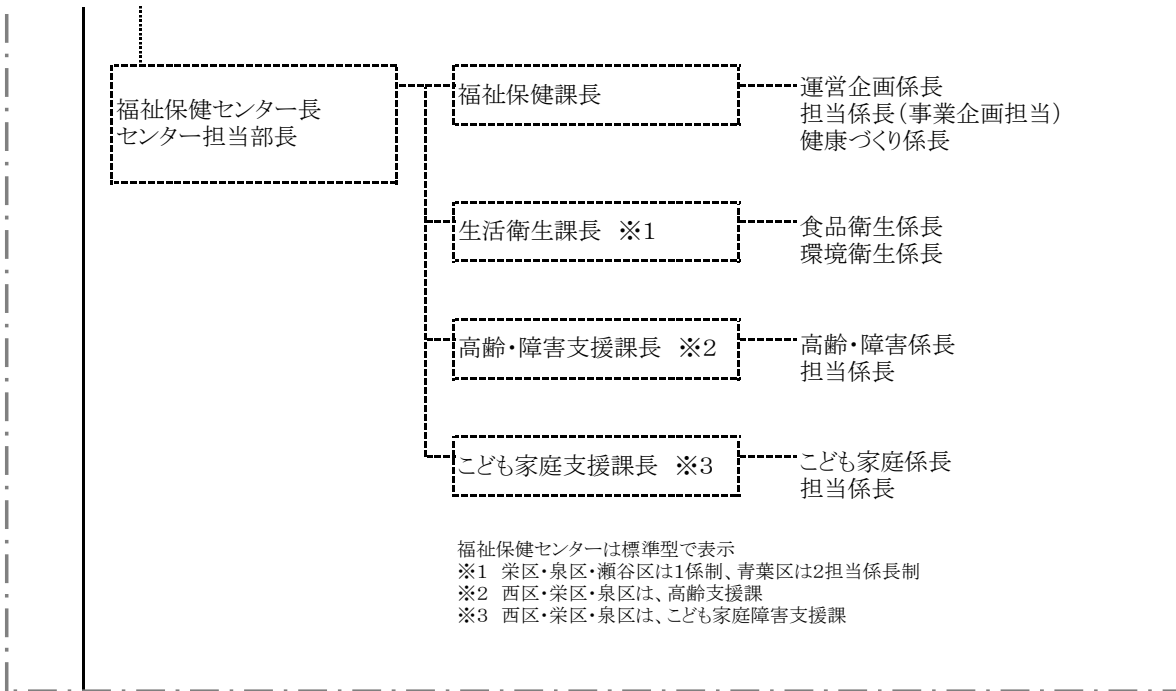
食品衛生課長
桃井 宏之
<消防局
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
食品監視係長
牛頭 文雄
担当係長
檜崎佳代子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
守屋 龍一
<放射線対策担当兼>

担当係長
浜田 進一
担当係長
笥 佳世子
担当係長
東 健一
担当係長
近藤 修治
担当係長(医療監視等担当)
前原 幹弘
担当係長(医療監視等担当)
小林 一郎
担当係長(医療監視等担当)
伊藤 英幸
<放射線対策担当兼>



健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること（こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること（他の室

- 及び部の主管に属するものを除く。)。
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

医療政策室

医療政策課

- (1) 医療政策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 医療団体に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (4) 室内他の課の主管に属しないこと。

地域医療課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 医療従事者の確保に関すること。
- (3) 地域中核病院の整備等に関すること。

救急・災害医療課

- (1) 救急医療に関すること。
- (2) 災害医療に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。

- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) ホームレスの自立支援に関すること。
- (20) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (21) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (22) 部内他の課の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。

- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (5) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (7) 精神科病院の実地指導に関すること。
- (8) 医療社会事業に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (13) 自殺対策に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること（他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (15) 障害者の就業支援に関すること。
- (16) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関すること。
- (17) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (18) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (19) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。

- (20) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関する事。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関する事。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関する事。
- (4) 手話通訳の派遣に関する事。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する事。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関する事。
- (12) 特別乗車券に関する事。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関する事。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関する事。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (10) 自立生活アシスタントに関する事。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関する事。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関する事。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。

- (6) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。
- (7) 動物愛護センターに関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。）。
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関すること。
- (6) 衛生研究所に関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関すること。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること（他の室、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第11号及び第16号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和59年3月横浜市規則第11号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年9月横浜市規則第93号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和25年神奈川県条例第52号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の措置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成23年2月横浜市条例第5号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号)に基づく公表に関すること。
- (10) 次条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例(平成22年12月横浜市条例第44号)第2条第1号から第11号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5

号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 次条生活衛生課の項第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の統括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
(2) 食品等の検査に関すること。
(3) 次条生活衛生課の項第 9 号及び第 10 号に掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。）。
(2) 医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
(3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
(2) 人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）に関すること。
(4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
(5) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
(6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号）に基づく事務に関すること。
(7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
(2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
(3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
(4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること（事業者の登録に関する事務を除く。）。
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒（患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。）に関すること。
(6) 居住衛生に関すること。

- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び瀬谷福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

こども家庭障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センター)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関する

- こと(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
 - (3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
 - (4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

予算・決算

1 平成24年度一般会計歳入決算状況

(単位：円)

| 科 目 | 予算現額 | 調定額 (A) | 収入済額 (B) | 差引 (A)-(B) | 収入率 (%) (B)/(A) | 差引の内訳 | |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------------|-------------|---------------|
| | | | | | | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 分担金及び負担金 | 7,854,059,000 | 7,577,510,512 | 5,471,666,424 | 2,105,844,088 | 72.2% | 107,121,095 | 1,998,722,993 |
| 使用料及び手数料 | 1,989,634,000 | 1,978,656,085 | 1,955,865,756 | 22,790,329 | 98.8% | 0 | 22,790,329 |
| 国庫支出金 | 124,614,707,000 | 120,829,965,373 | 120,829,965,373 | 0 | 100% | 0 | 0 |
| 県支出金 | 31,543,354,000 | 26,988,139,298 | 26,988,139,298 | 0 | 100% | 0 | 0 |
| 財産収入 | 64,913,000 | 58,624,877 | 58,621,777 | 3,100 | 100.0% | 0 | 3,100 |
| 寄付金 | 50,000,000 | 1,896,959 | 1,896,959 | 0 | 100% | 0 | 0 |
| 繰入金 | 1,015,092,000 | 1,012,197,500 | 1,012,197,500 | 0 | 100% | 0 | 0 |
| 諸収入 | 2,909,397,000 | 2,800,788,252 | 2,323,592,449 | 477,195,803 | 83.0% | 42,290,337 | 434,905,466 |
| 市債 | 2,749,000,000 | 2,749,000,000 | 2,749,000,000 | 0 | 100% | 0 | 0 |
| 合 計 | 172,790,156,000 | 163,996,778,856 | 161,390,945,536 | 2,605,833,320 | 98.4% | 149,411,432 | 2,456,421,888 |

※ 収入率は、原則として小数第1位で表示（小数第2位を四捨五入）しています。
ただし、収入率が100%の場合は、『100.0%』ではなく『100%』と表示しています。

2 平成24年度一般会計歳出決算状況

(単位：円)

| 区 分 | 予算現額 (A) | 支出済額 (B) | 執行率 (%) (B)/(A) | 差 引 (A)-(B) | 左 の 内 訳 | |
|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|----------------|-------------|---------------|
| | | | | | 繰 越 額 | 不 用 額 |
| 健康福祉費 | 290,036,770,935 | 284,352,872,328 | 98.0% | 5,683,898,607 | 496,844,900 | 5,187,053,707 |
| 社会福祉費 | 40,107,641,000 | 39,458,432,052 | 98.4% | 649,208,948 | 0 | 649,208,948 |
| 社会福祉総務費 | 24,888,527,816 | 24,350,489,288 | 97.8% | 538,038,528 | 0 | 538,038,528 |
| 社会福祉事業振興費 | 5,523,678,259 | 5,437,294,246 | 98.4% | 86,384,013 | 0 | 86,384,013 |
| 国民年金費 | 180,942,184 | 162,110,233 | 89.6% | 18,831,951 | 0 | 18,831,951 |
| ひとり親家庭等医療費 | 1,766,839,000 | 1,760,884,544 | 99.7% | 5,954,456 | 0 | 5,954,456 |
| 小児医療費 | 7,747,653,741 | 7,747,653,741 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 障害者福祉費 | 80,154,705,000 | 79,036,505,882 | 98.6% | 1,118,199,118 | 0 | 1,118,199,118 |
| 障害者福祉費 | 61,202,113,831 | 60,379,937,856 | 98.7% | 822,175,975 | 0 | 822,175,975 |
| こころの健康相談センター等運営費 | 395,075,000 | 354,517,802 | 89.7% | 40,557,198 | 0 | 40,557,198 |
| 障害者手当費 | 1,076,284,000 | 1,039,368,942 | 96.6% | 36,915,058 | 0 | 36,915,058 |
| 重度障害者医療費 | 14,193,375,169 | 14,193,375,169 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 障害者福祉施設運営費 | 599,796,000 | 564,109,653 | 94.1% | 35,686,347 | 0 | 35,686,347 |
| リハビリテーションセンター等運営費 | 2,688,061,000 | 2,505,196,460 | 93.2% | 182,864,540 | 0 | 182,864,540 |
| 老人福祉費 | 9,907,654,000 | 9,604,147,633 | 96.9% | 303,506,367 | 0 | 303,506,367 |
| 老人措置費 | 2,347,070,000 | 2,319,340,333 | 98.8% | 27,729,667 | 0 | 27,729,667 |
| 老人福祉費 | 7,132,378,000 | 6,868,136,150 | 96.3% | 264,241,850 | 0 | 264,241,850 |
| 老人福祉施設運営費 | 428,206,000 | 416,671,150 | 97.3% | 11,534,850 | 0 | 11,534,850 |
| 生活援護費 | 128,315,287,000 | 127,179,826,271 | 99.1% | 1,135,460,729 | 0 | 1,135,460,729 |
| 生活保護費 | 126,395,789,524 | 125,472,688,799 | 99.3% | 923,100,725 | 0 | 923,100,725 |
| 援護対策費 | 1,919,497,476 | 1,707,137,472 | 88.9% | 212,360,004 | 0 | 212,360,004 |
| 健康福祉施設整備費 | 10,106,309,935 | 8,990,570,058 | 89.0% | 1,115,739,877 | 496,844,900 | 618,894,977 |
| 健康福祉施設整備費 | 10,106,309,935 | 8,990,570,058 | 89.0% | 1,115,739,877 | 496,844,900 | 618,894,977 |
| 公衆衛生費 | 19,112,208,000 | 17,833,136,629 | 93.3% | 1,279,071,371 | 0 | 1,279,071,371 |
| 予防費 | 10,424,548,000 | 9,697,749,915 | 93.0% | 726,798,085 | 0 | 726,798,085 |
| 健康診査費 | 3,347,928,279 | 3,154,468,761 | 94.2% | 193,459,518 | 0 | 193,459,518 |
| 健康づくり費 | 482,951,114 | 468,788,585 | 97.1% | 14,162,529 | 0 | 14,162,529 |
| 医療対策費 | 3,082,881,000 | 2,880,543,960 | 93.4% | 202,337,040 | 0 | 202,337,040 |
| 地域保健推進費 | 1,034,975,607 | 1,033,976,952 | 99.9% | 998,655 | 0 | 998,655 |
| 公害・石綿健康被害対策事業費 | 738,924,000 | 597,608,456 | 80.9% | 141,315,544 | 0 | 141,315,544 |
| 環境衛生費 | 2,332,966,000 | 2,250,253,803 | 96.5% | 82,712,197 | 0 | 82,712,197 |
| 食品衛生費 | 285,886,827 | 237,793,457 | 83.2% | 48,093,370 | 0 | 48,093,370 |
| 衛生研究所費 | 158,315,853 | 156,805,606 | 99.0% | 1,510,247 | 0 | 1,510,247 |
| 食肉衛生検査所費 | 103,063,120 | 98,179,508 | 95.3% | 4,883,612 | 0 | 4,883,612 |
| 環境衛生指導費 | 76,969,000 | 73,553,344 | 95.6% | 3,415,656 | 0 | 3,415,656 |
| 葬務費 | 1,537,994,200 | 1,532,351,370 | 99.6% | 5,642,830 | 0 | 5,642,830 |
| 動物保護指導費 | 170,737,000 | 151,570,518 | 88.8% | 19,166,482 | 0 | 19,166,482 |
| 諸支出金 | 107,118,153,000 | 107,115,146,612 | 100.0% | 3,006,388 | 0 | 3,006,388 |
| 特別会計繰出金 | 107,118,153,000 | 107,115,146,612 | 100.0% | 3,006,388 | 0 | 3,006,388 |
| 国民健康保険事業費会計繰出金 | 35,469,283,000 | 35,469,283,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険事業費会計繰出金 | 31,164,732,000 | 31,164,732,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 後期高齢者医療事業費会計繰出金 | 25,651,587,000 | 25,651,587,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 公害被害者救済事業費会計繰出金 | 11,128,000 | 8,121,612 | 73.0% | 3,006,388 | 0 | 3,006,388 |
| 水道事業会計繰出金 | 728,931,000 | 728,931,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 自動車事業会計繰出金 | 4,720,636,000 | 4,720,636,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 高速鉄道事業会計繰出金 | 2,044,400,000 | 2,044,400,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 病院事業会計繰出金 | 7,327,456,000 | 7,327,456,000 | 100% | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 397,154,923,935 | 391,468,018,940 | 98.6% | 5,686,904,995 | 496,844,900 | 5,190,060,095 |

※ 執行率は、原則として小数第1位で表示（小数第2位を四捨五入）しています。
ただし、執行率が100%の場合は、『100.0%』ではなく『100%』と表示しています。

3 平成24年度特別会計決算状況

(単位：円)

| | 歳入歳出予算現額 | 収入 済 額 | 支出 済 額 | 収入支出差引 過△不足額 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国民健康保険事業費会計 | 368,662,806,000 | 344,563,725,891 | 344,861,667,812 | △ 297,941,921 |
| 介護保険事業費会計 | 217,598,882,000 | 217,343,270,343 | 216,254,823,982 | 1,088,446,361 |
| 後期高齢者医療事業費会計 | 58,404,012,000 | 58,058,262,033 | 56,479,267,747 | 1,578,994,286 |
| 公害被害者救済事業費会計 | 41,446,000 | 46,591,353 | 22,809,697 | 23,781,656 |
| 新墓園事業費会計 | 600,543,000 | 274,821,460 | 274,773,460 | 48,000 |

※ 国民健康保険事業費会計は、収入支出差引不足のため翌年度歳入から繰上充用